

2023年2月25日

環境省自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室さま

## 「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見

団体名 環瀬戸内海会議

共同代表 阿部悦子 湯浅一郎

連絡先 〒700-0973

岡山市北区下中野 318-114 松本宣崇方

電話:086-243-2927

Mail : nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

### 意見 1

1-1 該当箇所 3頁 29行目。【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

意見内容 「「2030年ネイチャーポジティブ」は、政府の取組だけでは達成できない。」(29行目)の「政府の取組」の前に『まず政府が、全省庁を上げて積極的に取り組むことは当然のことであるが、同時に』を挿入する。

1-2 該当箇所 40頁 5~8行目。(3) 事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

意見内容 「また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取組を進める。」(7~8頁)の後ろに以下を加える。

『国は、海面埋立て、人工構造物の設置や山・海の砂利採取など生物多様性を消滅させることが明白な事業については本戦略の精神に照らして事業そのものを再検討する。』

1-3 該当箇所 59頁 38行目~60頁 1行目。第4節 各主体に期待される役割と連携。「1。国」。

意見内容 38行目の以下の文章に、『 』内の文章を挿入する。

「国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等に当たって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮する『とともに、国の事業が生物多様性を著しく損なうことが明白な場合は、計画そのものの是非を検討するなどし、』環境に配慮した行動を率先して行う。

### 理由

本戦略には法的拘束力がないため、国の事業についてさえ、ほとんど歯止めがない。そこで事業官庁(国土交通省、経済産業省、防衛省など)の事業に対する縛りが必要である。閣議決定した戦略は、国のすべての省庁のすべての事業に適用されることを確認する内容が、さまざまな形で盛り込まれる必要がある。

## 意見 2

**該当箇所** 31 頁 11～12 行目。(2) 陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減。⑤ 沿岸・海洋。

**意見内容** 「水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存 12 の護岸等の補修・更新時には、」(11-12 頁)の前に、以下を挿入する。

『陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止するべきである。河川流域でのダム、堰堤も物質循環を遮断する構造物であり、その新設は極力制限し、既存の構造物は撤去・改造を推進する。』

**理由** 「今までどおりから脱却」(6 頁)し、「経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な社会変革」(27 頁)をめざすのであれば、それを象徴するような提案があって然るべきである。その観点から、とりわけ陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止するべきである。さらに海面埋め立ては、減少したとはいえ、未だに国の事業においても継続しているが、これを止めていくためには、事業の根拠となる公有水面埋立て法、砂利採取法などの諸法律改正も視野に入れて検討するべきである。

## 意見 3

**3-1 該当箇所** 64 頁 20 行目。

**意見内容** 行動目標 1-1 「陸域及び海域の 30%を保護地域」で、「30%」の前に『少なくとも』を挿入する。

**3-2 該当箇所** 71 頁 20 行目。

**意見内容** 行動目標 1-2 「既に劣化した生態系の 30%の再生を進め、」で、「30%」の前に『少なくとも』を挿入する。

### 理由

上記 2 点は、昆明モントリオール枠組みのターゲット 3, 2 がもとになっているはずで、両者ともに、「少なくとも」(at least)が入っている。従って国際合意に従い、「少なくとも」を挿入すべきである。

## 意見 4

**該当箇所** 71 頁 7-9 行目。「1-1-16 海洋保護区及び OECM 設定の基盤となる生物多様性情報の整理」

### 意見内容

「30by30 目標の達成を含む海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資するため、」(7 行目)の後の 8-9 行を、『既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」をすべて保護区にする方向で検討する。』に差し替える。

**理由** 意見 3-1 に関連するが、「海域の少なくとも 30%を保全する」という高い目標を掲げ

た以上、既に抽出している「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のとりわけ沿岸域 273 海域をすべて保護区にするという方針は、極めて積極的で、「今までどおりからの脱却」を象徴する取り組みになるはずである。

#### 意見 5

該当箇所 14 頁 17-18 行目。

意見内容 「瀬戸内海では 1979 年に 172 回観測された赤潮の発生回数が 2019 年には 58 回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。」を削除するか、『しかし瀬戸内海東部では冬季に大型珪藻（ユーカンピア属のタラシオシーラなど）が優占し、低次生態系に変化が起り、栄養塩の高次生物への移行が正常に行われない状態が出現している』を追記する。

理由 瀬戸内海での赤潮発生件数の減少は事実であるが、それだけしか書かれておらず、むしろ冬季に大型珪藻（ユーカンピア属のタラシオシーラなど）が優占するようになり、それを動物プランクトンが摂食しないなど低次生態系に変化が起り、これにより食物連鎖に伴う栄養塩の高次生物への移行が正常に行われない状態が出現していることなど深刻な事態が起きていることにも触れるべきである。ただ、文脈からは、削除がいいと思われる。

#### 意見 6

該当箇所 78 頁 29-31 行。

意見内容 「港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘後の埋め戻しを推進する。」(30 行目)の中の「干潟・藻場などの再生」は削除してほしい。

理由 瀬戸内海では、例えば広島県竹原市の「ハチの干潟」において、同趣旨の事業が提案されたことがあるが、これは、元々、アマモ場が広く展開する干潟付近で、泥場を造成する事業であり、返って干潟周辺を破壊し、浚渫土により汚染を拡大するだけの愚策であった。こうした事業が、本戦略に盛り込まれることは大問題である。各省庁の既存施策を無批判に並べている結果、こうした問題が放置されてしまっているのではないか。

#### 意見 7

該当箇所 29 頁 21-30 行。「生態系の質の向上とネットワーク化」

意見内容

「自然の再生や生態系の維持回復につながる取組」(21 行目)の一つとして、『遊休埋め立て地などでの潮汐という自然の力を活かした磯浜復元、』を挿入する。

理由

コンクリート護岸で覆われている埋立地の再生のために、例えば、「コンクリート護岸で覆われた海岸における磯浜復元の促進」を入れるべきである。これは、2021 年 4 月 8 日、

参議院環境委員会で採択された瀬戸内法の一部を改正する法律案に対する付帯決議の第 2 項「未利用埋立地等を利用し、自然の力を活かした磯浜の復元に努めること」が根拠になる。

## 意見 8

該当箇所 93 頁 3～6 行。1-5-6 「普通種を含む身近な自然環境の保全」[重点]

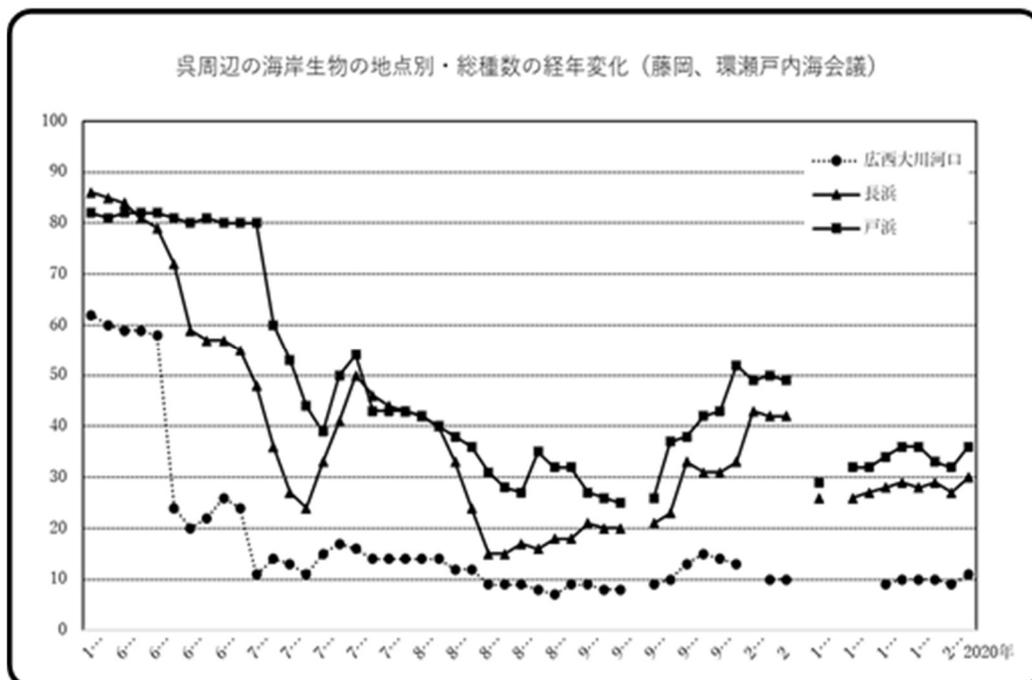
### 意見内容

「絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。」の「現状を把握」のところを、「現状及び経年変化を把握」に変更する。

### 理由

環瀬戸内海会議では、元顧問の藤岡義隆氏が 1960 年から呉市（広島県）の海岸における生物調査を始め、2002 年まで継続した。その後、2015 年からは環瀬戸内海会議として藤岡氏の調査を引き継ぎ、3 地点につき毎年の生息種に関する調査を継続している。その意味で、長期にわたるモニタリングを行うことを提起し、「経年変化の把握」を追加したい。

以下に呉における海岸生物の地点別・総種数の経年変化図を示す（藤岡氏の図は、2012 年 10 月 30 日、中央環境審議会の瀬戸内海の環境保全の在り方に関する答申の図 28 として引用されている）。また関連で、本年が瀬戸内法施行 50 年であることを機に、「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を進めている。これを特集したトラストニュース 79 号の表紙に 1960 年からの呉の海岸生物種数の経年変化図を示しているのので、参考資料とする。



## 意見 9

該当箇所 全体

意見内容 第3部的な「まとめ」の章が必要である。

### 理由

本戦略では「生物多様性の損失を止め、反転させるためには、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な社会変革が必要」とする考え方が基調にあるが、第2部、行動計画で各省庁の現在の取り組みを羅列していることの中に「社会変革を意識的に進めていこうとする意欲と計画の中身」を見出すことはほとんどできない。

第2部のあとに、第1部と第2部との関係性、あるいは基調としている「あらゆるセクターにわたる社会変革」と国の既存の取り組みを羅列した第2部との関連性や問題点、課題につき、何らかの整理をすべきである。

「あらゆるセクターにわたる社会変革」を想定した本戦略の作成は、社会全体を変革するという、政府全体が取り組まねばならないような壮大な業務である。環境省の、自然環境局という一部局が担える業務の枠を超えている。少なくとも環境省全体、さらには全省庁に関わる内容をはらんでいる。そこでは省庁間の矛盾や対立を伴わざるを得ないような課題が山積みしているのではないか。コロナ禍で約2年は遅れていることからすれば、急ぎ本戦略を策定すべきであることは理解するが、本戦略は中間的なものであり、これを踏み台として逐次改善していく必要があるという点を最後に確認するような記述も必要なのではないか。

以上